

千葉県初任者研修実施協議会設置要綱

(設置)

第1条 初任者研修に係わる実施計画、年間研修計画、研修評価その他初任者研修等の実施上の諸問題について協議し、もって初任者研修等の円滑な推進を図るため、千葉県初任者研修実施協議会（以下「実施協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実施協議会は、会長及び委員20名以内をもって組織する。

2 会長は、学校教育部長をもって充てる。

3 会長は、実施協議会を代表し、その会務を総理する。

4 委員は別表に掲げるもの、公立小学校、中学校の長及び教職員代表のうちから教育長が指名又は委嘱する。

(会議)

第3条 実施協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

2 実施協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

3 実施協議会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要のあると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(小委員会)

第4条 実施協議会で協議すべき事項の事前審査及び実施協議会から付託された事項の調査等を行うため、実施協議会に小委員会を置く。

2 小委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、教育センター所長をもって充てる。

4 委員は、実施協議会の委員がそれぞれの所属職員のうちから指名する者とする。

5 前条の規定は、小委員会の会議について準用する。この場合において、同条中「実施協議会」とあるのは「小委員会」、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 実施協議会の庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

平成13年4月1日 一部改正

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

平成27年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正

別表	千葉市教育委員会	学校教育部長
	教育総務部	教育職員課長
	学校教育部	学事課長
		教育改革推進課長
		教育指導課長
		教育支援課長
		保健体育課長
		教育センター所長
		養護教育センター所長
	千葉市教職員代表	